

第Ⅱ章。まちづくりの課題

(1) 町内幹線道路と生活道路の整備

住民の日常生活の利便性向上のため、市街地内の狭隘道路や不規則、不整形な交差点等の改良、解消が必要です。また、災害時に対応できる町内幹線道路（避難路）の整備、あるいは、場合によっては新設ルートの検討が必要となります。

(2) 住工混在地区の土地利用の整序

水産加工業は本町の地場産業であり、主産業です。それらの工場と住宅が混在している地区は、相互に協調、共存するため、面的整備や地区計画等の導入を検討し、住工混在の解消や、土地利用整序の方策の検討が必要です。

(3) 有効的な土地利用の促進

用途地域内の低未利用地においては、都市的土地利用への転換を促進するとともに、山間地では良好な森林は自然保全区域としつつ、有閑地の乱開発を防ぎ、限られた土地を有効利用できるように適切に誘導する必要があります。

(4) 防災機能の向上

地震、がけ崩れ、河川の氾濫など、災害による都市機能低下を防止するため、河川や地すべり区域、急傾斜地等の防災対策事業を推進するとともに、災害時の建物の倒壊・延焼を防ぐ市街地整備や、不燃化・耐震化の促進、避難場所・避難路の確保などの対策が必要です。

(5) 交流人口増加を目指した都市機能の拡充

さらなる交流人口増加を目指し、東海道広重美術館とその周辺地区や、薩埵峠周辺地区等における集客機能の強化が必要です。また、海産物や柑橘類等を販売する民間商業者や、集客拠点周辺の観光関連業者との官民の連携を強化し、交流機能の拡充を検討する必要があります。

(6) 歴史・文化資源の保全と活用

旧東海道の面影を残す街並や歴史ある神社・寺院等が数多く残る本町においては、これら歴史や文化資源を保全しつつ、有効的な活用方法を検討し、その他観光商業施設も併せて町内を回遊できるような方策の検討が必要です。

(7) 自然環境・景観の保全と活用

山と海の両方を有する本町では、貴重な自然環境・自然景観の有効的な活用を検討する必要があります。そのためには自然環境の保護と災害防止を考慮しつつ、河川の親水整備や山地・森林の活用などにより住民のレクリエーションの場としての活用を検討する必要があります。

(8) 少子高齢化社会への対応

少子高齢化が進む中、だれもが安心して長く住み続けることができ、安心して子供を育てられる環境づくりを推進するとともに、各種施設等については、年齢、性別、身体能力に左右されることなく全ての人が安全で、安心して利用できるようユニバーサルデザインを取り入れた整備を行う必要があります。

(9) 住民と共に歩む都市づくり

行政主体の都市づくりから、住民参加・住民主体の都市づくりへ移行し、行政と住民が協働して都市づくりを推進していくことが必要です。